



人 権
特 集 号

● 発行/足立区 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 ☎ 3880-5111代 編集/企画部広報課 FAX 3880-5610
● あだち広報は毎月10日・25日/エクスプレスは奇数月1日発行
● ホームページアドレス http://www.city.adachi.tokyo.jp/



▲ 人権週間ポスター

地域国際化
には、一人ひとりの区民が多様な価値観や文化を柔軟に受け止めることが大切である。地域で生活するものとして、日本人、外国人を問わず、お互いの人権を尊重し合い、ともに住みやすい地域社会の実現に努めていくことが求められている。

人 権 このあたりまえのことを 守りつづけたい 人権週間 12月4日～10日

足立区には多数の外国人が居住し、区民の34人に一人が外国人となっています(今年の11月1日現在の外国人登録者数は1万8千65人)。そして、地域の中で日本人と同じように生活をしていくが、言語をはじめ、文化や習慣、社会制度の違いから、地域での生活に不便や不自由さを感じる場合がよくあります。これは、日本社会が、島国という地理的背景や歴史、中核的価値観の中で、同質的な社会を形成してきたからではないでしょうか。

国際化時代と正しい人権意識

日本国憲法に男女平等の理念がうたわれて以来、男女の人権が尊重されるようになった。しかし、残念ながら、まだまだ、男女がその尊厳を十分に尊重される社会が実現したわけではありません。たとえば、最も深刻な人権侵害である暴力が、配偶者や恋人から振られる事例は、いまだに後を絶ちません。夫婦間での暴力行為は「問題」があると認識されるようになったのも、つい最近のことです。子どもへの性

現代は、様々な価値観やライフスタイルを持った人が住み、働き、学んでいるため、人権問題も多様化、複雑化しています。東京都では「人権施策推進のための指針(骨子)」をまとめ、ともに暮らす人々が共感し、お互いを支え合える社会を実現するための道すじを明らかにしています。女性であるということ、障害者、外国人であるということ、差別や偏見を受けない社会にするために、まず、人権について知る必要があります。

男女共同参画社会をめざして

昨年「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この法律は、女性も男性も、性別にかかわらず、すべての個人の人権が尊重されることをめざしています。また、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる社会を、男女が責任を分かち合いながらつくりだしていくことをめざしています。

この基本理念は「すべての障害者は個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障する」となっています。また、次世代を担う子どもへの人権を積極的に擁護するため、人権擁護委員会の中から「子どもの人権専門委員」を指定しています。なお、区では毎月第2火曜日、午後1時から3時まで「人権身の上相談」を区庁舎・区民相談室で行っています。

「人権尊重教育の推進」における重要な課題として「人権尊重教育」を掲げています。教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家および社会の形成者を育成するものです。そのためには、人間尊重の精神を育成することが極めて重要です。各学校では、教育活動のすべてにおいて、あらゆる偏見や差別をなくし、個人を尊重する基的人権尊重の教育を徹底することで、児童・生徒が相互に理解し、尊重し合える心情と態度の育成を図っています。

人権尊重教育の推進

「小・中学生のいじめ110番」が、気がついたとき、すぐ相談を。3880-5577(直通) 教育委員会教育指導室

「男女共同参画社会基本法」が施行された。この法律は、女性も男性も、性別にかかわらず、すべての個人の人権が尊重されることをめざしています。また、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる社会を、男女が責任を分かち合いながらつくりだしていくことをめざしています。

「人権週間の強調テーマ」
○考えよう あなたの人権 わたしの人権
○21世紀へつなげよう心のネットワーク
○子どもの人権を守ろう
○子どもを大切に育てよう
○高齢者を大切に育てよう
○部活差別をなくそう
○男女共同参画社会を実現しよう
○障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
○エイズに対する偏見をなくそう
○外国人に対する差別、偏見をなくそう
○環境保護の理解を深めよう

「人権教育のための国連10年の取り組み」
今年、平成7年から16年までの「人権教育のための国連10年」の6年目の年に当たります。国連は、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置し、各行政機関で「人権教育のための国連10年」国内行動計画に基づく取り組みを進めています。さらに、人種や民族、性別等を異にするこによって、児童、生徒の人権が損なわれるのではないよう、配慮の行き届いた教育を推進しています。

「人権問題でお困りの方はご相談を」
区内には、人権を尊重する考えを広め、人権を侵された人を救済する人権擁護委員会がいます。人権擁護委員は、区長が議会の同意を得て推薦し、法務大臣から委嘱されます。人権を無視されたり、差別を受けている人は、お気軽に人権擁護委員会にご相談ください。(表2)

氏名	連絡先	電話
野中廣司	〒121-0813 竹の家2-32-17	3859-4050
丹野澄子	〒121-0012 青井6-16-6	3886-8564
海老原 幹雄	〒123-0843 西新井栄町1-5-5	3886-7375
荒井 智恵子	〒123-0845 西新井本町2-21-3	3890-1857
伊集院 真	〒120-0044 千住緑町2-10-18	3881-3885
高橋 忠男	〒120-0044 千住緑町2-20-3	3870-1340
山野朝子	〒123-0833 本木1-21-6	3886-0351
油井 久仁子	〒121-0074 西加平1-1-10	3883-0558
大木 治子	〒120-0015 足立2-8-11	3889-5763
藤田 昭	〒123-0874 堀之内1-5-2	3899-3915
荒木 孝王	〒104-0061 中央区銀座5-5-4 栄ビル5F	3572-6891
江川 勝	〒123-0841 西新井5-33-1	3890-2068

日	場	映画	講演など	問
12/5(火)	武蔵野市民文化会館(定員1,800人)		ラモス 瑞穂氏	都・総務部 人権部 ☎5388-2588
7(木)	足立区役所庁舎ホール(定員400人)	セピア色の風	新井勝雄氏(国立歴史民俗博物館教授)	区・総務課 同和対策 ☎3880-5111代
8(金)	文京区シビックホール(定員1,800人)		水前寺 清子氏(コソナート)	都・総務部 人権部 ☎5388-2588

差別をなくし 守れ人権

～ 同和問題の理解のために ～

すべての人が尊重される社会をめざして

「人権の世紀」といわれる21世紀が間もなく始まります。人類は20世紀の2度にわたる世界大戦の反省から、来るべき新世紀を「全人類の幸せが実現する時代」として願っています。

1994年(平成6年)第49回国際連合総会では、平成7年から10年を「人権教育のための国際計画」を取りまとめました。

同和問題は、この行動計画の中で解決すべき9項目の重要課題の一つとして、位置づけられています。

同和問題(部落問題)とは

同和問題は、目に見えない、日本固有の、つくられた身分差別です。人は自分の意思で生まれるところを選ぶことができません。にもかかわらず、被差別部落の出身という理由で、様々な差別を受け、基本的人権を侵害されている人々がいます。

同和問題の起源については幾つかの説がありますが、昭和4年(1929年)の同和対策審議会答申では、「歴史的發展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別」と定義されています。

身分制度の強化は武士による封建支配体制と大きなかかわりがあります。江戸時代、幕府(武士)が多数を占める民衆を抑える制度として、新しい身分制度「士・農・

人権作文

平成11年度全国中学生人権作文コンテスト
東京都大会優秀賞作品

「悪口」

第三中学校 笠井 裕太

ぼくは、父や母に、その日一日の出来事や感想、自分の考えをよこ話します。特に、父は「そうか、そうか」とか「その通り」とか「んはれ」と言ってくれるので、話し甲斐があります。

ある日のことでした。ぼくが

つもの調子で父に色々な学校の出来事を話し、話題が友達のことに移りました。ぼくが「〇〇君は」と悪口を言った時でした。父は、それまでの優しい顔が一変し、真つ赤な顔となり、「度々そのような話は聞きたくない」と言っていました。

や不合理と結びついて、様々な形で存続し、差別事件が発生してきました。

第二次世界大戦後、基本的人権の尊重を柱とする日本国憲法が制定されてもなお、同和地区出身者に対する人権侵害が後を絶ちません。

足立区在住の同和地区出身者の差別ハガキ事件は、最近発生した最も悪質な事件の一つです。

この秘密(注：同和地区出身者であること)を日本中に暴露されたら、何のかわりもない人々に向けられるような、卑劣な行動を私には断固として許すわけにはいきません。

このような差別は、同和地区の人々を侮辱するばかりでなく、新たな部落差別を引き起こす悪質なものです。

それでは私たちは何をしたらよいのでしょうか。

第一に、同和問題について正しい認識と理解を持つこと。

第二に、間違った考え方をしている人に対して、誤りを説明し理解させること。

第三に、家庭・学校・地域等、

差別解消のために

「この秘密(注：同和地区出身者であること)を日本中に暴露されたら、何のかわりもない人々に向けられるような、卑劣な行動を私には断固として許すわけにはいきません。」

平成9年から10年にかけて都内で発生した、この悪質な文面での差別脅迫ハガキ事件について、今年4月28日付けの新聞朝刊でも掲載されたので、ご存じの方も多いかと思いますが、犯人は高校生、同級生のいじめが原因で、高校を中退した経緯がありました。

犯人はいじめによる差別の苦しみやつらさをたれよりも分かっているはずなのに、このような事件を引き起こしたことは、まことに残念なことです。

席を立ってしまいました。

ぼくは、おこられる理由も分からず、キョトンとしてしまい、そのあと涙が出て来て、止まらせられてしまいました。おこられた悔しさを悲しさからでした。

しばらくして、父はぼくに「裕太、何で父さんがおこったか分かるか。聞きなさい。ぼくは「うん」と首をふりました。父は「涙をよきなさい。」と言ったあと、「お前は、軽い気持ちでその友達の話の話を聞いた人とは思って、分るかな。もし、その話を信じて、さらに別の人にその悪口を言ったとして、その悪口がどんと広まる結果になったとしたら、その悪口を言わ

れた本人がどんな気持ちになるか考えたことがあるか。自分がその悪口を言われた本人になって考えてみなさい。」と言いました。

ぼくは、父の言ったことを、頭の中で何度もくり返しました。もともと、ぼくが父に話した事は、友達から聞いたうわさ話で、それが本当かどうかわからないし、父の言うような大変な結果になるなんて、少しも思っていませんでした。

でも、もし、その話の中身が「そ、いやがらせ」だったら、もし、そう言われたのが、ぼくだったら、どう考えたか。ぼくは、みんなから、口も聞いてもらえない、知らん顔で無視される、ぼくのことを見ながら、ヒソヒソ話をする

身回りにある様々な差別に目を開き、それを取り除いていくこと。

同和地区出身の人々が、いわゆる「悪口・心」など差別用語を使用したか、文章で使います。差別や人権侵害になることがありますが、十分に留意ください。

※歴史的背景の説明上、文中で「悪口・心」など差別用語を使用しましたが、文章で使います。差別や人権侵害になることがありますが、十分に留意ください。

第17回人権ポスターコンクール 入選者発表

このコンクールは、人権の大切さを広く児童・生徒に認識してもらうための啓発活動の一つとして行っています。区内の小・中学生から御応募があり、厳正な審査の結果、次の方々の作品が入選しました。

(敬称略)

小学生の部

☆金賞 平川真里絵 (栗原北)

☆銀賞 小川真樹平 (寿本町)・西尾晶子 (千寿第三)・大森晴加(千寿校)・

石川梨絵・富永由利・斎藤陽子 (西新井)・生江春香(西新井第二)・岩瀬祐未・福田涼(梅島第一)・玉木優里(弘道第一)・佐藤雄一(東加平)・富澤愛美(湖江)・戸澤奈々・瀬山つかさ(栗原北)・☆銅賞 高野久美・古川優子(千寿第三)・今村真弓(千寿第四)・桐生夏美・大野桃子(千寿校)・長谷川真穂(亀田)・土田智成・関口愛理・玉木優花・高下佳子(弘道第一)・坂本麻里奈(綾瀬)・高橋美帆(東加平)・林真理絵(竹の塚)・石井ゆず香・伏脇渚(伊興)・横山芽久

実(中島根)・平山夏夏・清水和美・渡辺元美・佐々木杏奈(栗原北) [中学生の部]

☆金賞 宇田川絢(第一)

☆銀賞 宝地戸謙介・川田かおり(第一)・荒川友美音・鈴木梨沙(第十四)・鈴木絵美子(江南)

☆銅賞 藤田恵(第一)・奥山萌・佐藤昭子(第四)・岩崎安奈・村岡裕希・砂金まり子(第十四)・森田美代子(青井)・橋本沙也華(加賀)



〈中学生の部 金賞〉
宇田川絢さん (第一中) が入選されました



〈小学生の部 金賞〉
平川真里絵さん (栗原北小)

☆銀賞 小川真樹平 (寿本町)・西尾晶子 (千寿第三)・大森晴加(千寿校)・

※このほか、佳作も多数選ばれました